

**鳥取県告示第114号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月12日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家鹿野気高 線	八頭郡八頭町久能寺字大畑1171-2地先から同 町船岡字狐塚下分1861地先まで	変更前	13.0~13.6	86.0
		変更後	13.0~21.5	86.0